

学 費

1. 納入期限

学費のうち、授業料および施設費は次の納入期限までに、それぞれ半額を納入してください。

第1学期分・・・前年度の3月31日まで

第2学期分・・・当該年度の9月19日まで

2. 納入方法

保護者（保証人）もしくは本人に郵送される銀行振込用紙を用いて最寄りの銀行より振り込んでください。振込用紙が届かない場合は、廣池学園財務経理課に請求してください。外国人留学生には本人宛に送付します。

※期日までに納入されない場合は学則により**除籍**されることがありますので、特別の事情により期限までに納入出来ない場合は、期限前に財務経理課までご相談ください。

■学則抜粋

(学費)

第54条 学費は、次のとおりとする。ただし、入学金は、入学年度のみ徴収とする。

入 学 金	260,000 円
授 業 料	830,000 円
施 設 費	300,000 円
実験・実習費	実 費

(在学5年以上の学生の授業料)

第54条の2 前条の規定にかかわらず、在学5年以上の学生については、履修単位数に応じて授業料を徴収することがある。ただし、第24条及び第31条の規定により入学した者については、在学すべき年数を超えて在学する場合に適用する。

2 前項に規定する授業料に関する必要事項は、別に定める。

(納入期限)

第55条 学費のうち、授業料及び施設費は、次の納入期限までに、それぞれ半額を納入しなければならない。ただし、新入学者の入学金、第1学期分の授業料及び施設費は、入学手続時に納入するものとする。

(1) 第1学期分 前年度の3月31日まで

(2) 第2学期分 当該年度の9月19日まで

2 実験・実習費は、必要に応じて徴収する。

3 特別の事情により、学費を期限までに納入できない者が、延納を願い出たときは、これを許可することがある。

(編入学者の学費)

第56条 編入学者の学費は、編入をする入学年度の新入学者に適用する額とし、前条を準用する。

3. 留学期間の学費

留学期間の授業料および施設費は、学則どおり全額納入してください。

4. 休学期間の学費

休学期間の授業料および施設費は、学則どおり全額納入してください。ただし、休学がその学期の全期間にわたるときは、学則に定める在籍料を納めるものとします。

問合せ先：財務経理課 (Tel. 04-7173-3137)

(再入学者の学費)

第56条の2 再入学者の学費は授業料及び施設費とし、再入学をする年度の学費を適用する。

2 再入学者の第1学期分の授業料及び施設費は、再入学手続時に納入しなければならない。

(休学期間の学費)

第57条 第55条の規定にかかわらず、休学期間の学費は、休学がその学期の全期間にわたるときは、在籍料として1学期につき6万円を納めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第27条第2項ただし書に定める特殊の事由がある場合には、その全額を免除することがある。

(留学期間の学費)

第58条 留学期間の授業料及び施設費は、第55条の規定に従って納入しなければならない。

(復籍料)

第59条 第34条の規定により復籍を認められた者は、復籍料として、復籍する年度の入学金相当額を納入しなければならない。ただし、除籍後90日以内に復籍するときは、復籍する年度の入学金相当額の1割を納入するものとする。

(第1学期末で卒業する者の学費)

第60条 第1学期末で卒業する者は、第2学期分の学費納付を必要としない。

(学費の返還)

第62条 既納の学費は、返還しない。

2 前項の定めにかかわらず、入学を許可されたものが、指定の期日までに入学を辞退したときは、入学金を除く学費を返還する。